

(平成21年11月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年4月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年4月1日まで

申立期間において、A社（現在は、B社。）の寮に住みながら同社C支店に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年4月からA社C支店で勤務したとして、19年4月にD国のCで撮影された写真を提出しており、被写体から当時の状況がうかがえることから、申立人は、同時期には同地で生活していたものと推認できる。

また、B社が保管する人事記録及び同社の回答により、昭和21年3月31日に依願退職したことが確認できることから、申立人は、申立期間において同社に正社員として継続して勤務していたものと推認できる。

一方、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、戦災により焼失し、昭和21年8月に復元されたものであることが確認できるところ、この復元された名簿からは、当時の被保険者について記録の欠落が多く見られ、申立人から名前の挙がった同僚も多くは欠落していることが確認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、社史に記載があるように昭和20年3月及び6月の大空襲により被保険者名簿が焼失したことのほか、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元

をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は事業所が保管する人事記録に21年3月31日依願解職と記載されていることから21年4月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社D本部。）における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月31日から同年4月1日まで

私は、C社に継続して勤務していた。申立期間の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する給与支給明細書、雇用保険の記録及びC社が保有する人事記録により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和59年4月1日にA社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和59年2月の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和59年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（47万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から5年12月1日まで

社会保険事務所で厚生年金の加入記録を確認したところ、A社で勤務していた時期のうち、申立期間の標準報酬月額が大幅に減額され、10万4,000円になっていることを知った。保有している当時の住民税特別徴収税額通知書の「社会保険料等」の金額から厚生年金保険料等の控除が確認できると思うので、申立期間について従前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する47万円と記録されていたところ、平成5年10月6日付けで4年11月1日にさかのぼって10万4,000円に減額され、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（5年12月16日。以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

しかし、申立人から提出された申立期間に係る住民税特別徴収税額通知書の「社会保険料等」の金額は、減額前の標準報酬月額（47万円）から算出した厚生年金保険料等の総額とほぼ一致する上、申立人の雇用保険受給資格者証の「離職時賃金日額」についても、減額前の標準報酬月額（47万円）から算出した金額とほぼ一致することから、申立期間に係る厚生年金保険料は、減額前の標準報酬月額に基づく金額が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社の代表取締役を含め、取締役及び部長等幹部クラスの11名についても、申立人と同様に、平成5年10月6日付けで4年11月1日にさかのぼって10万4,000円（8名）又は8万円（3名）に減額され、全喪日まで継続

していることが確認でき、当該事実について、当該事業所の当時の代表取締役は、経営状況の悪化に伴い、幹部クラスの給与を1割程度減額した旨を述べているものの、申立人を含めた幹部クラス12名の標準報酬月額は、約5割から9割近くと大幅に減額されており、1割程度減額したとする給与の実態に合わせて標準報酬月額を遡及訂正した状況はうかがえない上、当時、資金繰りを担当していた役員の証言から、申立期間当時、社会保険料の滞納があったことが認められる。

一方、関係社会保険事務所に当該事業所の滞納処分票等の滞納関連資料の提出を依頼したが、保存年限経過のため保管していないことから、滞納処分の状況について確認できず、聴取できた当該事業所の代表取締役等からも当該遡及訂正処理の経緯等について具体的な供述が得られない。

これらを総合的に判断すると、平成5年10月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 2 月 28 日まで

私は、昭和 43 年 9 月に大学院を退学して A 病院に赴任してから、44 年 2 月に大学院へ復学するまでの間、同病院長として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 病院から在職証明書が提出されていることから、申立人が申立期間において同病院に勤務していたと認められる。

しかしながら、申立人の前任として同様の業務内容で勤務していた者は、その全勤務期間について厚生年金保険の被保険者記録が無く、申立人の後任として勤務していた者も、申立期間に近接する期間において厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、社会保険事務所が保管する A 病院の被保険者原票を確認したところ、申立期間において健康保険番号に欠番が無く、申立人の氏名が記載された被保険者原票も無く、不自然な点も見られないことから、事業主から申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は認められない。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認できる資料を保有しておらず、保険料控除の事実をうかがわせる同僚等の供述も得られない上、当時の社会保険等関係資料は確認できず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から10年10月1日まで

申立期間における厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が、実際の支給金額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額になっているので、正当な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していた時の給与は40万円だったが、会長が『支給金額を半額以下にして届出する。』と言っていた。」と主張しているが、社会保険庁の被保険者記録照会回答票によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち平成5年1月から同年9月までの期間が22万円、同年10月から10年9月までの期間が19万円であり、申立期間当時、申立人と同じ取締役であった者の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額となっている状況はみられない。

また、社会保険庁のA社の被保険者資格記録照会回答票を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められないほか、社会保険庁の記録上、同社は平成12年11月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料の金額を確認できる給与明細書等の資料を保有していないほか、当時の代表取締役からの回答も得られない上、同僚は記憶があいまいであることから、申立人の主張を裏付ける供述は得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月から 46 年 12 月まで
② 昭和 47 年 1 月から 48 年 1 月まで

申立期間①については、A社で勤務しており、社長には仲人も務めてもらうなど懇意にしてもらっていたので、厚生年金保険に未加入であったとは考えられない。また、申立期間②については、B事業所で勤務していた。申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の同僚の供述から、勤務した時期は明らかでないが、申立人がA社で勤務していたことがわかる。

しかし、当該事業所は既に廃業しており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認できる資料が得られない上、厚生年金保険料の控除に係る同僚の供述も得られない。

また、申立人及び同僚共に当該事業所に勤務していたとする同僚には、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、当時、厚生年金保険被保険者資格取得届の提出に当たっては、被保険者となる者の厚生年金保険被保険者証を添付する必要があったが、申立人は、入社当時、当該事業所の事務員に当該被保険者証を渡した際に「これはいいです。」と言われて返却されたことを記憶しており、当該事業所において申立人の当該資格取得届は提出されなかった可能性が考えられる。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立期間において、当該事業所の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

申立期間②について、申立人の業務内容等に関する申立内容が具体的であることから、申立人は、勤務した時期は明らかでないが、B事業所で勤務していたことがわかる。

しかし、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、勤務していたB事業所は昭和50年か51年に倒産したと述べており、当時の事業主及び同僚についても一切記憶していないことから、当該事業所の関係者とは連絡がとれず、申立人の勤務実態及び保険料控除に係る関係資料や供述が得られない。

さらに、申立人は、給与については、工事完了ごとに200万円から300万円支給されていたと述べていることから、当時は請負として勤務していたものと推認される上、申立人は給与から保険料が控除されていたか記憶していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月1日から32年9月1日まで

私は、昭和29年10月1日からA社B工場に勤務していたが、厚生年金保険の加入が32年9月1日からとなっていることに納得がいかない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人は、昭和31年11月1日からA社B工場に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同じ時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚及び元従業員のうち、回答が得られた5名とも、入社当初は試用期間があり、試用期間経過後に厚生年金保険に加入したと述べており、当該5名の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、入社時期から10か月以上経過していることが確認できる。

また、厚生年金保険の取扱いについて、当時の総務関係者から、当時は従業員を採用した場合、試用期間から職員を経た後に正社員となり、職員となった時点で厚生年金保険の加入手続を行っていた旨の供述があり、当時、当該事業所では入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。